

農業委員会だより

第100号

鳥取市の農業
農家戸数 6,779戸
農地面積 5,140ha
2015年農林業センサス

—とっとり市—

令和3年4月発行・鳥取市農業委員会
〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857)30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



地域の農地・集落をつないでいきましょう！（高草地区で行われた地域農業を考える会の様子）

農業委員・農地利用最適化推進委員の呼びかけで意見交換会を開催しました

も く し

- 鳥取市農業振興事業の紹介…………… 2
- 農作業標準受委託料…………… 3
- 農地の賃借料情報…………… 4
- 農地の賃借は手続きが必要です！…………… 4
- 中山間地域等直接支払制度の
募集について（第5期対策）…… 5
- はじめましょう！「家族経営協定」…… 5
- 鳥取市農業賞を受賞…………… 6
- 農業者年金受給者の方へ…………… 6



鳥取市農業賞を受賞したみなさん。
左より深澤市長、前田大生、竹内健、山本正明、
谷村農林水産部長（敬称略）（関連記事は6ページへ）

鳥取市農業振興事業の紹介

令和3年度に向けて、鳥取市は農業者の方を支援する様々な取り組みを行ってまいります。その中からいくつかの支援事業を紹介いたします。

○農産物生産振興対策等総合支援事業

対象となる事業	支援内容
＜地域特産品振興対策事業＞ ブロッコリー、アスパラガス、生姜を鳥取いなば農業協同組合に出荷する場合	ブロッコリー(40円/kg)、アスパラガス(80円/kg)、生姜(5円/kg)
＜野菜生産拡大支援事業＞ アスパラガスを新植、増反を行う場合（作付面積が5a以上になることが条件）	圃場整備、資材購入に係る経費（上限10万円/a）の3分の1以内を助成

○果樹振興対策事業

対象となる事業	支援内容
梨「新甘泉」等の新品種の導入、施設整備を行う場合	新植・改植及び施設整備に係る経費の助成、育成管理費支援（1/3～2/3、定額助成）
柿「輝太郎」、柿・ぶどう・桃の振興品種の導入、施設整備を行う場合	新植・改植及び施設整備に係る経費の助成、育成管理費支援（1/3～2/3、定額助成）
産地で守り次の生産者へ継承する「やらいや果樹園」を整備し、梨、柿、桃、ぶどうの振興品種を導入する場合	新植・改植及び施設整備に係る経費の助成、育成管理費支援（2/3～3/4、定額助成）
機械の共同利用、オペレーター体制を整備して、廃園化防止、低コスト化、産地維持に取り組む場合	機械購入に係る経費助成（1/3助成）

○農産物等販路開拓支援事業

対象となる事業	支援内容
鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に取り組む場合	販路開拓等に係る経費（旅費、消耗品費、燃料費、使用料、借上料、配送料）の助成（1/2助成） ・補助上限、5万円/年 ・鳥取市主催事業に10日出店する場合、事業実施年度内で6万円/年

○集落営農体制強化支援事業

対象となる事業	支援内容
実質化された「人・農地プラン」の中心経営体である集落営農組織が集落営農ビジョンに沿って機械施設を整備する場合	機械施設の導入経費の2分の1以内を助成 ただし、1組織当たり事業実施期間合計補助上限額は以下のとおり ・小規模組織10,500千円 まで ・大規模組織18,000千円 ※大規模組織とは、目標経営面積概ね20ha以上の組織とする

この他にも支援事業がございますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 鳥取市農政企画課 ☎0857-30-8304・8305

令和3年度 鳥取市農作業標準受委託料

この表は、市内全般の標準額となっておりますので、実際に受委託を行う際には、作業内容、燃料等の価格変動、地区・集落の慣行等を十分考慮のうえ、当事者の話し合いで決定してください。また、農機具によっては、別途回送料が必要となる場合があります。

詳細については、農業委員会事務局または各総合支所産業建設課へお問い合わせください。

環境不良田（倒伏含む）は5～20%増とします。

（単位：10a当り、円）

作業名	条件等	標準額（税込）	摘要
農作業一般 （労務賃金）	1時間あたり	850	作業内容により考慮する
あぜ草刈り	1時間あたり	1,886～2,410	機械・油代含む
耕起	整備田	6,600	2回目からは1回目の60%～70% 油代含む
	未整備田	7,700	
代かき	整備田	6,050	油代含む
	未整備田	6,600	
機械田植	整備田	7,150	同時施肥は、20%増 油代含む
	未整備田	8,590	
あぜ塗り	1mあたり	66.0	
コンバイン(稲)	整備田	17,600～18,700	補助員は、受託者で確保 油代含む
	未整備田	18,700～21,560	
粃乾燥	生粃乾燥	8,800～12,572	水分含有量により考慮する 油代含む
	補助乾燥	5,237～6,050	
粃摺	60kgあたり	597	
粃運搬	1kgあたり	6.28	ライスセンター持込み
大豆コンバイン		9,900	
大豆播種・施肥		5,500～6,600	
大豆脱粒		3,410	機械使用料
梨袋かけ	ワンタッチ	1,760	1,000枚あたり（時間制を除く） 各地区においての果樹部会等の組 織で取り決めた協定額
	一重袋止金具付	2,420	
	合せ袋止金具付	2,750～2,860	
	時間制 （1時間あたり）	850	

農作業標準受委託料金は、消費税10%を含んだ料金です。（ただし、人件費は除きます。）

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎0857-30-8482

鳥取市 農地の賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

（年間 10a当たり）

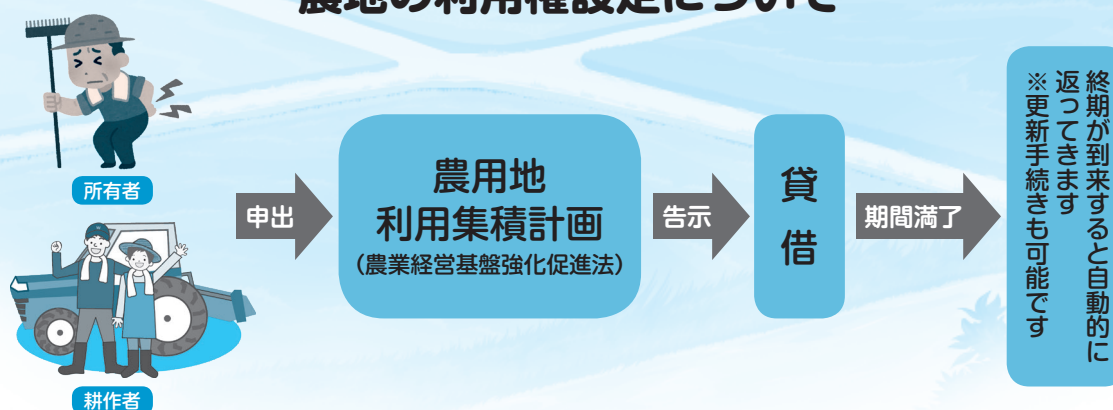
地域	地目	平均額	最高額	最低額	賃貸借の件数	使用貸借（無償）の件数 （左欄の数値には含まれていません）
鳥取地域 （旧鳥取市）	田	4,000円	8,000円	1,000円	287件	261件
東部地域 （国府・福部）	田	3,200円	11,000円	1,000円	226件	30件
南部地域 （河原・用瀬・佐治）	田	5,500円	10,000円	2,900円	56件	50件
西部地域 （気高・鹿野・青谷）	田	4,500円	10,000円	1,000円	218件	72件
（参考）鳥取市全域	田	4,000円			787件	413件

* 1 物納（米1俵等）及び特殊な取引に係るものは、集計から除外しています。

* 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農地の賃借は手続きが必要です！

～農地の利用権設定について～



- ・口約束など、当事者間での農地の貸し借りは公に効力はなく、権利関係は不安定な状態です。利用権設定による賃貸借、使用貸借契約は農地法の手続きも必要なく、簡単な手続きで契約が結べます。
- ・利用権設定の期間満了前には農業委員会から所有者・耕作者の双方に満了の通知を行います。貸した農地は契約期間終了後、離作料を支払うことなく所有者に返ってきます。農地の賃借は、安心して貸し出せる利用権設定をご利用ください！

詳しいお問い合わせは、農業委員会事務局、各総合支所産業建設課、JAまで

中山間地域等直接支払制度の募集について (第5期対策)

○中山間地域等直接支払制度とは？

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国・県および市が支援を行う制度です。

現在、鳥取市内では108の集落等がこの制度を利用して、農地の維持活動に取り組んでいます。

令和2年度から新たに第5期対策（令和2年度から令和6年度）が始まっていますが、計画の途中からの参加も可能ですので、集落の農業生産の維持に活用ください。

○対象者

集落協定または個別協定に基づき、5年以上継続して耕作を行う農業者等

○主な交付単価

対象農地10a当たりの交付金額

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000円
	緩傾斜 (1/100～)	8,000円
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500円
	緩傾斜 (8度以上)	3,500円

【問い合わせ先】 農村整備課 総務係 ☎0857-30-8316

はじめましょう！「家族経営協定」



今年度、鳥取市内で3組の家族経営協定が締結されました。例年、鳥取農業改良普及所長や農業委員会会長、地区担当農業委員などの立ち会いのもと、協定を締結していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、書面のみによる協定となりました。

これまで「家族経営協定」が一貫して目指してきたあるべき姿は、夫婦間や親・後継者間など農業に従事する方々が相互に責任ある経営参画を果たし、家族全員が共同経営者としての立場を確立していく「パートナーシップ協定」の形成を図ろうとするものです。

「家族経営協定」は家族間の話し合いを経て協定を結ぶものですが家族だけでなく、行政機関の立ち会いにより社会的に協定が認知され確かなものになると考えています。なお、協定の策定に当たっては家族内での話し合いを基盤として、家族のだれもがお互いに尊重しあい、性別に関わらず仕事や日常生活において個々の能力や個性を発揮できるような具体的な行動を見据えた協定内容の策定について助言を行いたいと考えています。

鳥取市農業委員会では、家族経営協定のご相談を随時受け付けていますので、お気軽にお問合せ下さい。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎0857-30-8482

鳥取市農業賞を受賞

令和二年度鳥取市農業賞贈呈式が3月19日(金)に開催され、各部門受賞者へ深澤市長から賞状が贈呈されました。受賞者は次のとおりです。

優良農業者

◆前田 大生さん

(河原町水根)

平成24年に果樹作農業で親元就農し、梨の根域制限栽培の導入、ぶどう、桃、桜桃など新品目の栽培、経営規模の拡大など積極的な取組が評価されました。

優良営農組織

◆農事組合法人河内こわらび

(河内 竹内 健 代表理事)

河内集落周辺の不耕作地の受託を積極的に行い地域の耕作放棄地解消に努め、稲作のほか学校給食用の里芋栽培を行うなど地域の農業を守るための取組が評価されました。



功労者

◆山本 正明さん

(杉崎)

持続可能な地域農業を目標に地域の農地集約を積極的に行われ、特に耕畜連携分野での先駆的存在として本市農業振興に貢献された取組が評価されました。



農業者年金受給者の方へ

農業者年金を受給されている方は、毎年5月下旬に独立行政法人農業者年金基金よりご自宅へ「農業者年金受給権者現況届」が届きますので、6月末までに農業委員会事務局、または各総合支所産業建設課の各窓口まで提出をお願いします。また、代理人の方でも提出することができますので詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局

☎ 0857-13018482

一人ひとりの農業者を応援する 農業者年金



しっかり積み立て、がっちりサポート安心で豊かな老後をしつかり積立農業者年金に加入しませんか!!

〈加入要件〉

- ① 年齢要件：… 60歳未満
- ② 国民年金の要件：… 国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件：… 年間60日以上農業に従事

3つの条件を満たす方はだれでも加入できます。農地を持ってない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局、各総合支所産業建設課、JA各支店



編集後記

令和二年度は新型コロナウイルス感染症対策のため毎月行われる総会も人数を制限しての開催、計画していた研修なども縮小するなど農業委員会の活動も変更を余儀なくされたものがありました。今年度こそはコロナの心配を吹き飛ばし、平穏な一年であってほしいと願っています。

農業委員会だより編集委員一同